

世代間の交流を育む「ふくいの食育リーダー」派遣制度事務取扱要領

1 目的

本制度は、県民が生涯にわたって食への関心や見識を育むことができるよう、食育や地産地消にかかる専門的な課題に対応できる人材として福井県が認定した「ふくいの食育リーダー」を派遣して、必要な研修や指導、助言等を行い、食育の普及に資することを目的とする。

2 対象団体

食育リーダーを派遣する団体は、以下のいずれかに該当する団体とする。

- ・保育園、幼稚園、学校、PTA、公民館
- ・食育・地産地消を推進する NPO 法人、団体、企業、直売所
- ・食育・地産地消を推進する市町、地域の任意団体等

3 対象活動

食育リーダーを派遣する対象活動は、以下の全てを満たす活動とする。

- ・食育、地産地消等の推進にかかる講座、実習、体験等であること
- ・活動内容は、以下のいずれかを目的とするものであること
 - ① ライフステージに応じた食の知識や栄養・栄養バランスなどについて理解を深めるためのもの
 - ② 地産地消や県産食材について理解を深めるためのもの
 - ③ 県内の伝承料理・郷土料理の理解を深めるためのもの
 - ④ 有機農業、食品ロス、エシカル消費、SDGs などについて理解を深めるためのもの
 - ⑤ 防災に関する知識を深めるためのもの
- ・子どもとその保護者や祖父母、地域における3世代、今後子を持つ夫婦、ふくいの食育推進企業の従業員やその家族を対象とする活動またはこれらの者への波及効果が見込まれること
- ・学校における活動については、通学する子どもおよびその保護者や家族が参加できるものとする
- ・概ね10名以上の参加者が見込まれること
(量販店での活動など、対象が不特定多数の場合を含む)
- ・福井県内で実施する活動であること
- ・政治または宗教の普及活動等を目的としないこと

4 費用負担（謝金・旅費の支給）

ふくいの食育リーダーから研修や指導、助言等を受ける場合に要する経費の負担は以下のとおりとする。

なお、一団体当たりの申請は年間2回（「ふくいの食育推進企業」においては4回）を上限とする。

謝金：福井県流通販売課（以下「県」という）が直接支払う。各講座あたり講師1人につき10,000円を上限とする。

旅費：県の旅費規程に基づく額を県が直接支払う。

その他：派遣先団体が支払う。

5 申請手続

派遣を希望する場合は、次の手続きによる。

- (1) 派遣を希望する団体等は、講座等を行う日の30日前までに、派遣申請書（様式1）を県に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 県は、派遣する食育リーダーを決定し、連絡票（様式2）により団体へ連絡する。

6 申請受付の時期

申請受付の時期については、次のとおりとする。

(1) 第1期（4月～8月）開催分の講座等の受付

受付期間：4月～

(2) 第2期（9月～3月）開催分の講座等の受付

受付期間：8月～

7 実施報告

団体等は、講座等終了後2週間以内に活動報告書（様式3）を県に提出するものとする。

附則

この要領は、令和元年7月26日から施行する。

この要領は、令和元年8月29日から適用する。

この要領は、令和2年3月24日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

世代間の交流を育む「ふくいの食育リーダー」派遣制度手続き概略図

